

(平成27年2月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月から5年12月まで

平成3年12月頃に、A県B市役所から、国民年金保険料を納めるのは国民の義務だからという内容のはがきが送られてきたことから、間を置かずに同市役所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、私がC銀行D支店E出張所（当時）において毎月納付していたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成3年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた納付書により、毎月納付していた。」旨主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は、平成8年1月頃にB市において行われたものと推認でき、加入手続時期について申立人の主張と符合しない上、当該加入手続が行われるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であり、当該主張どおり、送付されてきた納付書により、毎月、国民年金保険料を納付することはできない。

また、前述の申立人に係る国民年金の加入手続時点において、申立期間のうち、平成3年12月から5年11月までの国民年金保険料は時効により納付することはできない上、同年12月の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は、「申立期間の国民年金保険料については毎月納付しており、遡って納付した記憶は無い。」旨陳述しており、そのほかに申立人が当該期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の主張どおり、申立期間の国民年金保険料を納付するために

は、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となる
ところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳
記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が平成3年12月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間
の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人から当該
期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見
いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保
険料を納付していたものと認めることはできない。